

令和 5 年 4 月 14 日

加藤 全和 様

千葉県税理士会松戸支部  
支 部 長 梅山 新平  
綱紀監察部長 井田 徹

支部規約 第 35 条に基づく処分通知

千葉県税理士会松戸支部規約第 39 条、千葉県税理士会綱紀規則第 21 条の会費の負担義務並びに千葉県税理士会松戸支部規約第 7 条及び千葉県税理士会綱紀規則第 2 条の規約遵守義務違反による、貴殿の松戸支部会員としての権利の停止処分を令和 5 年 4 月 14 日の千葉県税理士会松戸支部幹事会にて協議することとし、当該処分に不服のある場合は令和 5 年 4 月 13 日までに千葉県税理士会松戸支部宛にその旨表明、通知の程お願いしていたところですが、貴殿から意見がありませんでした。

したがって、下記のとおり処分することとしますので、通知します。

記

【処分内容】

令和 5 年 3 月 18 日から 1 年の会員権の全部停止  
停止する権利 当支部から文書の送付を受ける権利  
当支部の施設を利用する権利  
当支部の会議に出席する権利  
当支部の役員を選挙する権利及び役員となる権利

以上